

# さいたま市市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム事業仕様書

## 1 概 要

本仕様書は、さいたま市（以下「本市」という。）が実施する「さいたま市市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム事業（以下「本事業」という。）」の業務を委託するにあたって必要な事項を定めるものである。

2 件 名      さいたま市市民参加型意見共有デジタルプラットフォーム事業

3 履行場所      さいたま市浦和区常盤6-4-4      さいたま市役所外

4 履行期間      契約締結日から令和8年3月31日まで

## 5 目 的

本事業は、本市が設定するテーマについて意見募集を実施し、ウェブ上で時間や場所にとらわれず意見を共有し、寄せられた意見を分析する事業を実施するものである。

## 6 業務内容

(1) デジタルプラットフォームを活用した意見募集業務

### ア 内容

さいたま市広聴課（以下「委託者」という。）が設定したテーマに関して、ウェブ上で様々な人（以下「市民等」という。）から意見やアイデアを本事業のデジタルプラットフォーム（以下「デジタルプラットフォーム」という。）で募集すること。また、収集したデータ又は統計資料を提出すること。

### イ 実施スケジュール

	意見募集	報告・結果公表
第1回	令和7年8月頃	令和7年11月頃
第2回	令和7年11月頃	令和8年2月頃

各回とも、意見募集期間は1か月程度とするが、延長することも可能とする。なお、詳細なスケジュールは、委託者と受託者が協議し決定するものとする。また、結果公表は、委託者が実施する。

### ウ システム機能

使用するデジタルプラットフォームには、以下の機能を有するものとする。

#### (ア) 委託者の参加機能

##### a テーマの設定及び公開機能

委託者がテーマを設定し、そのテーマをデジタルプラットフォームに公開する。テーマに対し、画像や説明文の設定を行えるようにする等、市民等が興味を持てるような機能を持たせること。なお、意見募集が終了したテーマについても、一定期間デジタルプラットフォームに表示すること。

なお、テーマを公開する際には、委託者のホームページへのリンクを記載すること。

##### b 投稿機能

公開したテーマに対し、市民等の意見をデジタルプラットフォームで受け付け、公開する。

委託者と市民等が円滑なコミュニケーションを行うために、市民等の投稿に対し、委託者も意見等を投稿できるような機能を設けること。

c 受託者は投稿内容の審査を行い、次に該当する場合を除いて速やかに公開する。

- (1) 公序良俗に反する投稿
- (2) 他者に対する誹謗中傷の投稿
- (3) 個人情報を含む投稿
- (4) 著作権や知的財産権を侵害する投稿
- (5) 差別的又は偏見を助長する投稿
- (6) その他、受託者が不適切と判断する投稿

d 投稿内容の CSV 形式によるデータ抽出機能

委託者が分析・活用を行うために、全投稿内容について、集計が容易な CSV 形式でデータを抽出できる機能を設けること。

(イ) 市民等の参加機能

a ユーザー登録

ユーザー登録が不要でも投稿や閲覧等ができるものとする。

b 属性情報等の入力

市民等が投稿を行う際に、性別、年代及び居住地域、その他の属性情報等の入力を可能とすること。なお、投稿以外の閲覧等の機能については、属性情報等の入力を経ずに行うことができるようにすること。

c テーマに対する意見やアイデアの投稿及びリアクション機能

市民等が、テーマに対する意見やアイデアの投稿、他の市民等の投稿に対して賛同表明を行うことができる等、積極的な参加を促すための有効な機能を搭載すること。また、投稿人数や投稿数の上限は設けない。

(ウ) 運用管理機能

a スマートフォンを中心とした、使いやすい UI デザインにすること。

b デジタルプラットフォーム上の言語は日本語とし、使用者が分かりやすいレイアウト及び操作方法とすること。

c 総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」

([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000945249.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000945249.pdf)) に基づき、委託者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

d 誹謗中傷等の不適切な投稿について、投稿を事前に受託者において抑止する仕組みを構築する。

(2) デジタルプラットフォームの運用支援業務

受託者は、デジタルプラットフォームの運用にあたって次の通りの支援等を実施すること。

ア 意見募集を効果的に行うための提案を行うとともに、委託者の相談に応じること。

イ 意見募集を実施するために必要なテーマのページについて、事前に委託者へ案を提示し、了承を得たうえで作成、更新を行うこと。

ウ 委託者がデジタルプラットフォームに投稿されている内容の分析、効果検証を行う際に、その支援を行うこと。

エ 意見募集の期間が始まる前に、委託者及び委託者の指定するものが試験的にデジタルプ

プラットフォームを操作できる期間を設けること。

オ デジタルプラットフォームに投稿された意見等を管理し、誹謗中傷等の不適切な投稿について、適正な審査を経たうえで削除する等の対応を行うこと。

(3) デジタルプラットフォームを活性化するための広報施策

本事業におけるテーマに対する意見募集について、SNS や Web サイト等を活用した 広報施策の提案、支援を行うこと。

(4) 意見の集約及び分析

ア 本事業におけるテーマに対する意見を集約し、分析を行うこと。

イ 分析によって得られた情報を分かりやすい形式でまとめ、委託者に提供すること。

## 7 実施体制

受託者は、本事業の各業務を遂行するにあたり、業務責任者及び業務担当者を配置し、効率的かつ効果的な運営が可能な体制を整備し、正確で迅速な処理を行えるようにすること。

(1) 業務責任者

本事業の業務全体の責任者として、委託者との連絡・調整・報告の業務を担い、業務担当者の調整、業務全体の進捗管理の業務にあたること。

(2) 業務担当者

次に該当する業務担当者を配置し各業務に従事させなければならない。

ア 各業務に必要な知識及び技術を有するとともに、業務の公共性を十分に理解し、円滑に業務を行える者

イ 各業務を行うにあたり、十分な経験を有する者

(3) 業務責任者及び業務担当者が本事業の業務に対し不適格と認められるとき、その他必要があると認めるときは、委託者は受託者に対しその理由を明示し、交代を求めることができる。

## 8 成果品の提出

業務終了後に、業務内容を成果報告書にまとめデータ形式で提出すること。

## 9 遵守事項

受託者は、本事業の実施にあたっては関連法令及び本仕様書、契約書を遵守するほか、「情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することで指揮管理を徹底して、本市に損害を生じせしめないよう留意すること。

## 10 その他

(1) 業務の遂行に当たっては、委託者と密接に連絡を取るとともに、この仕様書に定め的事项に疑義が生じたときは、速やかに委託者と協議の上、その指示に従うものとする。

(2) 本事業委託による成果物の著作権は、データを含めて本市に帰属するものとし、本市の承認を得ずに使用したり、他に貸与したりしないこと。

(3) 再委託

ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により委託者と協議し、承認を得ること。この場合においても、本業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ウ 業務の主たる部分とは、業務の監督管理（総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定、技術的判断等）に係る部分とし、本業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務であり、この部分については再委託することはできない。

また、再委託を承認するための条件としては、以下の条件をすべて満たすこと。

（ア） 再委託の見込額は、本市と受託者との契約金額の原則 5 割未満に相当する部分とすること。

（イ） 受託者は、再委託の相手方に対し、業務履行に係る監督管理を行うこと。

(4) 受託者は業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

(5) 受託者は、業務の履行に関して、社会通念上、市民からの信用を失墜するような行為を行ってはならない。

(6) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合については、直ちに委託者へ連絡・協議すること。

(7) 本仕様書に定めている事業を行うにあたりかかった費用については、全て受託者が負担することとする。